

議会だより

12月定例市議会

平成23年の第7回定例会は、12月9日から20日までの12日間にわたり開会しました。

開会初日には、閉会中の継続審査となっていた平成22年度決算18議案の審議が行われました。決算特別委員長はすべての会計決算について認定とする審査報告をし、討論、採決の結果、全会計決算を認定しました。

市長からは、9件の報告のほか平成23年度尾道市一般会計補正予算(第4号)など38議案が提出され、議案については各常任委員会に付託しました。

13日、14日の両日には各会派を代表した議員による一般質問を行い、市政全般にわたる諸問題について市当局の考えをたどりました。

15日、16日は各常任委員会を開会し、付託された議案の審査を行い、委員からは様々な質疑及び要望、意見等が出され、市当局から答弁がありました。各常任委員会とも付託された全議案を原案のとおり可決しました。

最終日の20日には、市長から3件の人事議案が提出され、審査の結果、3議案とも同意しました。その後、各常任委員会の委員長報告が行われ、各会派の討論、採決の結果、市長提出38議案はすべて原案のとおり可決しました。

また、今回提出された請願1件については採択となり、議員からは、意見書案5件を含む建議案6件が提案され、可決後、意見書については、関係行政庁及び国会に送付しました。

■議会の動き

- 12月9日 議会運営委員会
本会議(開会)
会期決定、決算議決(委員長報告・討論・採決)、補正予算等提案(説明・質疑)
議会改革特別委員会
- 12月13日 本会議 一般質問
- 12月14日 本会議 一般質問
議会改革特別委員会
- 12月15日 総務委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
民生委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
- 12月16日 文教委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
産業建設委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
議会運営委員会
- 12月20日 議会運営委員会
本会議(閉会)
補正予算等議決(委員長報告・討論・採決)
議会改革特別委員会

■上程議案

●補正予算

◇一般会計補正予算(第4号)

9億6,400万円を追加し、歳入歳出予算総額を561億1,374万6,000円とするもので、主なものは、福祉関係では、障害者自立支援給付費、生活保護扶助費、児童扶養手当給付費の追加、子ども手当給付費の減額、認定農業者育成支援事業補助金の追加、イノシシによる農業被害対策のための委託料や港湾整備に係る県工事負担金の追加によるものです。また、教育関係では、小学校1校、中学校1校の耐震改修工事の追加や、小中学校の修繕料の追加のほか、幼稚園就園奨励費、小中学校の就学援助費などの追加によるもので

す。この他、松江市との姉妹都市盟約締結の関連経費や、東日本大震災による消防団員の公務災害補償を賄うための負担金、前年度の決算剰余金の一部及び瀬戸田町奨学金貸付基金繰入金相当額を財政調整基金へ積み立てるための積立金などの追加によるものです。また、債務負担行為として、仮称向島認定こども園建設事業の変更による追加をするものです。

◇港湾事業特別会計補正予算(第3号)

1,291万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を1億7,995万9,000円とするもので、前年度繰越金の半分を県へ納付し、残り半分を一般会計へ繰り入れるとともに、修繕料の追加によるものです。

◇国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

3,848万円を追加し、歳入歳出予算総額を165億7,203万7,000円とするもので、人間ドック受診委託料を追加するとともに、前年度繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるなどの追加によるものです。

◇介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

保険事業勘定に541万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を142億8,090万2,000円とするもので、保険事業勘定については、前年度繰越金の一部を介護給付準備金に積み立てるなどの追加によるものです。また、介護サービス事業勘定については、歳出の組み替えを行うもので、予算総額に変更はないものです。

◇後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

2,952万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を19億3,845万9,000円とするもので、前年度繰越金を保険料等納付金として広島県後期高齢者医療広域連合に負担するための追加によるものです。

◇一般会計補正予算(第5号)/港湾

事業特別会計補正予算(第4号)/国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)/夜間救急診療所事業特別会計補正予算(第1号)/公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)/介護保険事業特別会計補正予算(第4号)/尾道大学事業特別会計補正予算(第3号)/特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)/渡船事業特別会計補正予算(第2号)/後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

職員給与費について、条例改正による減額や年間の見込み額の変更により、増減調整をするものです。

●条例改正

◇尾道市手数料条例

介護保険事業者の指定申請及び指定更新申請に係る手数料の額を定めるための条例改正です。

◇尾道市火災予防条例

スプリンクラー設備の設置基準の合理化を図るため、当該設備のヘッドの有効散水半径を改めるための条例改正です。

◇尾道市立いきいきサロン設置及び管理条例
いきいきサロン簡湯の設置に伴う条例改正です。

◇尾道市放課後児童クラブ条例

児童の健全育成上必要な場合は、第4学年に在学する児童についても、放課後児童クラブの利用対象児童とすることができることとするための条例改正です。

◇尾道市職員給与条例

人事院の給与勧告に伴い、一般職職員の給料月額を改定するとともに、公立大学法人尾道市立大学の設立に伴い教育職給料表を廃止するため、及び55歳を超える職員に対する給与について当分の間その一定割合を減ずることとするための条例改正です。

●条例制定

◇公立大学法人尾道市立大学に係る重要な財産を定める条例

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人尾道市立大学が譲渡し、又は担保に供しようとするときに市長の認可を受けなければならない重要な財産を定めるための条例制定です。

◇公立大学法人尾道市立大学への職員の内継ぎに関する条例

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人尾道市立大学へ職員を引き継ぐ内部組織を定めるための条例制定です。

●条例廃止

◇尾道市養護老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例

養護老人ホーム(寿楽園)の民営化に伴い、同ホームを廃止するためのものです。

◇尾道市因島地区修学資金貸付条例を廃止する条例

因島地区修学資金貸付事業を廃止するためのものです。

◇尾道市瀬戸田町奨学金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

瀬戸田町奨学金貸付基金及び貸付事業を廃止するためのものです。

●条例改正及び廃止

◇公立大学法人尾道市立大学の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

地方独立行政法人法の規定に基づき、尾道大学の設置及び管理を行う公立大学法人尾道市立大学を設立することに伴い、関係条例を整備するための条例改正及び条例廃止です。

●その他の議案

◇姉妹都市盟約の締結について

尾道市と松江市との間において、産業、芸術文化、スポーツなど幅広い分野における交流を進め、相互の友好と親善を深めるとともに、両市の発展を念願し、姉妹都市の盟約を締結するものです。

◇市道路線の認定について

古新開線

因島田熊町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものです。

◇市道路線の認定について

高須106号線

高須町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものです。

◇市道路線の認定について

有井6号線

向島町地内の宅地造成に伴い寄附を受けた道路を市道認定するものです。

◇市道路線の変更について

山波56号線、山波57号線

山波45号線道路改良工事の施工に伴い、路線の起点及び終点に異動が生じるため、路線を変更するものです。

◇市道路線の廃止について

山波42号線

山波45号線道路改良工事の施工に伴い、原形を失った市道路線を廃止するものです。

◇工事請負契約の締結について

(仮称)向島認定こども園建設工事に係る工事請負契約を締結するものです。

◇財産の無償譲渡について

平成24年4月1日から寿楽園の設置運営主体となる社会福祉法人新生福祉会に、同園の建物等を無償で譲渡するものです。

◇財産の無償貸付けについて

平成24年4月1日から寿楽園の設置運営主体となる社会福祉法人新生福祉会に、同園の土地を無償貸与するものです。

◇公の施設の指定管理者の指定について

いきいきサロン簡湯について、指定管理者を指定するものです。

◇権利の放棄について

修学のために貸し付けた修学資金について、奨学生が死亡したため、当該修学資金の返還請求権を放棄するものです。

◇公立大学法人尾道市立大学に承継させる権利を定めることについて

地方独立行政法人法の規定に基づき、尾道市立大学の設置及び管理を行う公立大学法人尾道市立大学を設立することに伴い、大学事業を承継する法人に対し、承継させる権利を定めるものです。

●報告

◇専決処分報告(7件)

◇専決処分報告及び承認(2件)

●議員提出議案

◇尾道市議会会議規則案

議会だより編集委員会を協議又は調整を行うための場として位置づけるための規則改正です。

●人事議案

◇公平委員会の委員の選任(1件)

村上 誠さん(栗原西二丁目)

◇人権擁護委員の候補者の推薦(2件)

後藤公己さん(因島原町)

榎原千秋さん(因島大浜町)

■一般質問(主な内容)

○子育て世帯の新たな負担について

Q 年少扶養控除廃止に伴い、所得に応じて支払う国民健康保険料・介護保険料・保育料などの料金に影響はないか。

A 医療・福祉等の各種制度については、国・県から「年少扶養控除廃止の影響を遮断する対応について」という通知が出されており、影響は生じないよう対応していくこととされている。この通知により、保育料については、新たな負担はない。また、国民健康保険料や介護保険料などの料金算定には、扶養控除前の所得額を使っており、影響はない。

○産業団地の開発計画について

Q 現段階での新たな団地造成の適地及びその可能性はあるのか。また、通常規模の大きな団地ではなく、進出企業の希望に合えば、小規模の分譲団地も検討してはどうか。

A 平成19年及び平成20年度に産業団地適地調査事業を実施している。調査過程では、市内全域を対象として、10haに満たない小規模産業団地の造成の可能性も含めて検討している。最終的に、分譲効率も良く、産業団地として検討に値すると思われる候補地について、概算事業費等を算出した。結果としては、可能と思われる処分価格を大きく上回る事業費が想定されている。しかし、地域経済を取り巻く環境は厳しく、先行きは依然不透明であり、雇用の場の確保の取り組みは、重要であると考えている。また、本市への企業進出は、引き続き期待できると思われるので、今後とも、新たな産業団地の造成を広島県に要望するとともに、企業等の所有する遊休地やその活用方法の情報収集を行うことにより、企業立地の促進に努めていく。

○職員の意識改革について

Q 市長の意識改革への意欲が職員にどの程度浸透しているか。

A これからの公務員には、政策立案能力や法務能力の向上はもちろん、市民目線に立ち、果敢に課題に向かう力が求められている。これからも、私自身のまちづくりへのビジョンと熱意を管理職はもとより、すべての職員と共有していく努力を続けていきたいと思う。本市の「人材育成基本方針」においても、変化に迅速かつ柔軟に対応しチャレンジ精神旺盛な人材を、求められる「職員像」として挙げている。また、職場での職員の育成を、管理職の重要な責務として位置づけ、様々な管理職研修を実施してきている。本年度においては、平素の業務の中で職員を育成する手法を学ぶ「OJT活性化研修」を実施したところである。

○尾道市東京事務所について

Q 尾道市東京事務所の主たる業務は何か。

A 産業部の所掌事務を分掌し、尾道地域企業の首都圏での活動の支援や産業支援のためのネットワークの構築、また、首都圏での情報収集や配信などを目的に設置している。

Q 維持費を全額市で賄うことの必要性はあるのか。

A これまで、東京事務所は、首都圏での本市の企業等の活動拠点、観光・文化・特産品などの情報発信拠点、尾道ゆかりの方々のネットワークの構築